

令和6年(ネ)第408号 伊方原発運転差止請求控訴事件

控訴人 松本文六 外275名

被控訴人 四国電力株式会社

令和7年8月18日

福岡高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 徳田靖之

意見陳述書

1 はじめに

被控訴人の令和7年4月4日付準備書面は、控訴人らの控訴理由書に対する反論であり、これに対しては、追って準備書面2を提出して全面的に再反論することといたしますが、本件訴訟の主要な争点であり、本件訴訟における被控訴人の立論の特徴が典型的に反映していると思われ、看過しえないと思料される、三次元地下構造探査の必要性の問題について、控訴審における争点を明確にするために、意見を述べておきたいと思えます。

2 地下構造探査の必要性に関する徳山英一センター長の発言の評価について

(1) 新規制基準の策定過程における徳山センター長の発言は、三次元地下構造探査の必要性を具体的に指摘したものであり、その評価は、本件訴訟における、基準地震動に関する争点の中でも、最も重要なものとして控訴人らが主張してきたところです。控訴人らは、この点について、控訴理由書1の30頁以下において、徳山センター長の発言を、議事録での発言内容をそのまま引用したうえで、原判決の誤りを指摘しました。

即ち、徳山センター長は、浜岡原発5号機に非常に大きな振動をもたらした要因は、「S波による低速度帯、これは、実は、海底・河川の堆積物なのですから、粗い層が結構堆積している。決して、地殻の構造といって、褶曲とか断層とかそういうものの影響ではない」こと、「このような環境に存在している原子炉は結構いっぱいある」ことを指摘し、三次元地下構造探査の必要性を力説しています。このような堆積物による低速度帯の存在は、三次元地下構造探査によらなければ正確に把握できないというのが、徳山センター長の見解の眼目だということです。

(2) 被控訴人は、この徳山センター長の発言について、同準備書面の32頁以下において、次の3つのことを述べて控訴人らの主張に反論しています。

第1は、新規制基準が三次元的な地下構造により検討することを求めているのは、敷地及び敷地近傍に褶曲構造や低速度層等が存在する等してその地下構造が成層かつ均質と認められない場合には、敷地の地震が増幅する可能性があるからであり、低速度帯の存在と地下構造の均質性とは別次元の問題だとする控訴人らの主張は、地下構造による地震動の増幅の可能性やそれに関する新規制基準についての理解を根本的に欠くものだとの批判です。

第2は、徳山センター長の発言に関して、三次元地下構造探査が一般的だと述べているのは、地下資源調査に関してであり、地震動評価のための地下構造調査や活断層調査においては一般化しているというものではないと主張して、控訴人らの主張を批判していることです。

第3は、徳山センター長の発言は、釜江特任教授の発言を受けたものであって、東日本において岩盤が柔らかく褶曲構造が発達した地域に立地する原子力発電所を念頭に置いたものだと、本件原子炉には妥当しないということです。

(3) そこで先ず、第1の批判点について、検討してみたいと思います。

この点に関する被控訴人の主張の特徴の第1は、控訴人らの主張を誤解したうえで、批判しているということです。

控訴人らが堆積物による低速度帯の存在と別次元であると主張したのは、こうした堆積物による低速度帯の存在と、褶曲などによる地下構造自体の不均質性とを比較してのことであり、どちらも地震波の増幅をもたらすものであることを当然の前提としています。このことを理解せず、あえて無視したうえで、新規制基準の理解を根本的に欠くなどと批判するのは、全くの言いがかりというものというべきです。

第2の特徴は、徳山センター長の発言の眼目が、堆積物による低速度帯の存在は、三次元地下構造探査によらなければ把握できないという点にあることを意識的に無視しているという点にあります。

議事録に明らかなおり、徳山センター長が求めているのは、あくまでも三次元地下構造探査をするべきであるということであり、三次元的に地下構造を把握すれば足りるということではありません。その理由を徳山センター長は、地震の増幅をもたらす低速度帯の存在は三次元地下構造探査によってしか正確に把握できないと主張しているものであり、この点こそが、徳山センター長の発言の眼目です。控訴人らは、控訴理由書において、原判決がこの点を理解していないことを指摘しているのですが、被控訴人は、この点については何ら反論していません。ここで、改めて、被控訴人に求めたいのは、控訴人らに対して、新規制基準に対する理解を根本的に欠くなどと批判する前に、徳山センター長が指摘する、堆積物による低速度帯の存在を、三次元地下構造探査による以外に、どのようにすれば正確に把握できるということを、浜岡原発で起こったことを踏まえて明らかにすべきだということです。

被控訴人の主張の第3の特徴は、新規制基準のいう「成層かつ均質」という概念の中に、堆積物などによる低速度帯が存在しないということが含まれていると解釈していることです。しかしながら、新規制基準のいう「成層かつ均質」というのは、地下構造が褶曲しておらず、地下構造を構成する岩石による地層に均一でない部分が存在しないということであって、堆積物の有無等は考慮されていません。このことを端的に示しているのが、被控訴人による深部ボーリング調査です。被控訴人は、本件原子炉施設の地下構造が成層かつ均質であることを、原子炉から1キロメートル離れた地点において行ったボーリング調査の結果から推測して、敷地の地下構造が成層かつ均質であるとしており、規制委員会もこれを容認しています。この推測の根拠とされているのは、地下構造を形成している岩石の種類とその構成の同質性であり、堆積物の有無等が検討されている訳ではありません。

(4) 次に、第2の批判点について検討してみたいと思います。

被控訴人が主張しているのは、三次元地下構造探査は、地震動評価のための地下構造調査や活断層調査においては、一般化していないというのですが、控訴人らは、そのような主張はしていません。そもそも、控訴人らは、全国の原子力発電所の敷地周辺で三次元地下構造探査が全く実施されてないことを批判しているのであり、このような主張をするはずがないのです。被控訴人の批判の特徴は、このような形で控訴人らの主張を歪曲したうえで誤りだとする点にあります。

控訴人らの主張は、三次元地下構造探査は、地下構造を正確に把握する技法として普及しているという意味で一般化しているということであり、しかも、熊本地震の原因調査として実施された、八代海の海底地下構造調査においては、三次元地下構造探査が実施されて、従来の二次元探査では把握できなかった地下構造が把握できることが判明し、深部ボーリング調査等が困難な海底の地下構造を三次元的に把握するうえで有用であることが指摘されているということです。まさに、三次元地下構造探査は、新規制基準が言うところの最新の科学技術として一般化しているということにほかなりません。

これほどまでに三次元地下構造探査の優越性が明らかになっているのに、何故に、地震動評価に関しては、三次元地下構造探査の必要性が否定されるのかについて、被控訴人は、科学的な根拠に基づいて説明すべきであり、控訴審では、この点に解明こそが求められるというべきです。

(5) 最後に、第3の批判点についてです。被控訴人は、徳山センター長の発言は、地盤が柔らかく、褶曲構造が発達した東日本の原子力発電所を念頭に置いたものだと主張していますが、驚くべき解釈だというほかはありません。徳山センター長の発言には、そのような限定は全くないからです。議事録を確認すれば明白ですが、この発言は、地域を全く限定していませんし、褶曲構造などとは異なる堆積物による低速度帯の把握するために三次元地下構造探査が必要だと発言しているのですから、褶曲構造が発達している東日本の原子力発電所を念頭に置いている等という解釈をうる余地は全くありません。

控訴審裁判所に是非とも留意していただきたいのは、被控訴人の主張には、このような形で、科学的な装いをこらしながらの、事実と反するものが少なからず存在するということです。

3 強震動レシピの問題について

私たちが平成29年に改訂された強震動レシピを厳しく批判するのは、同レシピが、原子力規制庁の、原発の敷地周辺の地下構造を三次元的に把握することの重要性に関する新規制基準の見解を著しく後退させたと考えるからです。同レシピは地下構造の「水平成層構造が想定可能なことがあらかじめわかっている場合には、三次元地下構造モデルを作成することは適当ではない」としています。

問題は2つあります。第1は、地下構造に関して、水平成層が「想定可能」という言葉が用いられていることです。「想定」とは、国語的にも、科学用語としても、確認ではありませんし、把握でもありません。想定つまり推測で足りるということです。絶対

的な安全性が求められる基準地震動の策定にあたって、必須とされる地下構造の三次元的な把握は、「推測」で足りるというのは、明らかに新規制基準を骨抜きにするものです。

実は、こうした原子力規制庁の姿勢は、新規制基準の策定段階から露骨に現れていました。先ほど申し上げた徳山センター長の発言を受けて開かれた「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム」の第4回会合(令和2年12月17日)において、事務局である規制庁が提案した新規制基準案は、「特に、不整形な地下構造が存在する場合には、三次元的な地下構造を把握すること」とされていました(甲39)。これに対してそもそもの提案者であった徳山センター長が、「不整形な地下構造が存在する場合にはということになっていますが、不整形というのは、どこで誰が決めるのかというのが分からないんですよ。」と批判し、島崎委員長が「不整形な地下構造が存在するというのはどうやって調べるかということになると、結局、三次元構造を調べなくてはわからないわけですよ」と応じて、その結果として、現行の新規制基準に変えられたのです(甲39・31頁)。

こうした経緯に照らすと、水平成層な地下構造を、三次元的に調査して把握することなくして「想定」可能とする、強震動レシピの記載は、新規制基準を骨ぬきにするものであることは明らかです。

第2は、三次元構造モデルを作成することを適当でないとしていることです。作成しなくていいというのではなく作成するなといっているに等しいのです。そして被控訴人は、その適当でないとする理由を、計算が複雑になると説明し、自らが一次元地下構造モデルしか作成していないことを正当化しています。つまり、計算が簡単にできるように、三次元モデルは作らなくていいということなのです。私は、このような考え方で、新規制基準策定時の徳山センター長や島崎委員長の見解が無視され、原発の安全性が審査されていることに背筋に寒いものを感じない訳にはいきませんでした。

こうした私たちの指摘に対して被控訴人は、強震動レシピは、新規制基準制定前から存在しているとか、大飯原発の審査を例に挙げて、規制委員会は、三次元地下構造を把握するには調査が必要としているので、強震動レシピが新規制基準を無視しているという控訴人らの主張は的外れだと反論しているのですが、このような反論は全く事実と反するものです。私たちが批判している強震動レシピは、平成28年に改訂されたものであり、新規制基準の制定後ですし、大飯原発の審査は、新規制基準制定直後に行われたものであり、強震動レシピは、その後に改訂されたものであって、その内容において、大飯原発の審査の際の厳格な姿勢を事実上骨抜きにしているからです。

4 おわりに

以上の通りですから、三次元地下構造探査の必要性に関する被控訴人の反論は、全く失当であり、控訴審においては、この点に関する原判決の判断の正当性を是非とも吟味していただきたいと思います。

以上